

( 写 )

分離発注の場合における電気工事による  
仮設物損料その他経費負担金協定書

社団法人 京都府建設業協会京都支部  
社団法人 京 都 電 業 協 会

# 分離発注の場合における電気工事による 仮設物損料その他経費負担金協定書

はじめに、

公共機関並びに一般民間工事等の建築工事における分離発注の際、仮設物等の損料・その他経費負担金について、時に双方の見解の相違から十分な理解を得ることができぬまま、これまで関係各社それぞれが独自に査定し、決定することがあり、有らぬ誤解や不信感を招く原因となってきた経緯があり、このような事態を未然に回避すると共に、係る工事そのものを相協力して行い、紳士の且つ円滑に進捗させていくためにも、社団法人京都府建設業協会京都支部加盟各社と社団法人京都電業協会加盟各社とは下記の通り協定を定め、今後互いにこれを遵守するものとする。

1. 京都府・京都市・住宅供給公社並びにその他公共機関及び一般民間工事等の建築工事において、分離発注により電気工事業者が建設工事業者から借用又は使用した仮設物等の仮設物損料その他経費負担金については、平成15年2月12日以降の契約工事より以下の基準に準拠して負担するものとする。
2. 本協定成立の趣旨に基づき、あいさつ料その他名目の如何を問わず、下請業者個々との交渉等は一切これを行わないこととし、相互に協調して工事の進捗に協力するものとする。
3. 各社の末端特に工事現場作業所の一員にいたるまで本協定の趣旨を周知徹底し、協定違反による紛争等がおこることがないように相互が責任を持つものとする。
4. 万一紛争その他の事故が生じた場合は、別に定める調停委員会において解決するものとする。

平成15年2月12日

社団法人 京都府建設業協会京都支部

支部長 岡野 益巳 印

社団法人 京 都 電 業 協 会

会 長 小野 俊一 印

## 1. 経費負担率

「RC, SRC, S造について」

電気設備工事請負金額（消費税を除く）のうち

- |  |      |
|--|------|
| (イ) 800万円以下の部分に対する負担率  | 3.0% |
| (ロ) 800万円を超える部分に対する負担率   | 2.5% |
| (ハ) 受変電設備・エレベーター・クーラー・パッケージの<br>特殊機器類に対する負担率<br>(機器外の工事については(イ).(ロ)に準ずる) | 1.0% |
| (ニ) PC造に対する負担率   | 1.3% |
| (ホ) P.C部分及びガス工事、屋外工事に対する負担率  | 1.0% |
| (ヘ) 共通経費は各工事項目に按分加算のうえ計算する   |      |
| (ト) 上記により算定された負担金の合計額に消費税額を加算のうえ支払う                                      |      |

## 2. 協定基準の適用事項

- (イ) 足場・さん橋損料
- (ロ) 型枠破損および消耗料
- (ハ) 配筋手直し料
- (ニ) 電気・水道設備の借用料
- (ホ) 特別の場合は、事前に協議する

## 3. 別途精算すべき事項

- (イ) 電気・用水の使用料（受電後の電気使用料を含む）
- (ロ) 仮設進入路維持管理費（特殊状況の場合は事前に協議）
- (ハ) 仕上げ損傷費
- (ニ) クレーン等揚重設備の使用料
- (ホ) 現場事務所の借用料
- (ヘ) コンクリート打設時協力（人数は協議の上決定）
- (ト) 協力会ほか特に協議を要する必要事項についてはその都度協議する
- (チ) 以上のほか特に経費が必要となる事項についてはその都度協議する

## その他

- 4. 建築工事に関係のない電気設備工事については協定外とする
- 5. 検査後引渡しまでの管理は、その都度協議のうえ決定する
- 6. 負担金の支払い時期は着工時2分の1，竣工時2分の1とする
- 7. 特殊電気設備工事の請負額が、建築工事請負額をうわまわる場合は別途協議する
- 8. 改築、増築及び木造建築の新築の場合は本協定外とし別途協議する

初版	昭和 52 年 9 月 1 日
第一回改訂	昭和 54 年 9 月 1 日
第二回改訂	平成 15 年 2 月 12 日